

6/26 無人航空機研修会 質疑内容について

Q-1

消防団がドローンを運用することでのリスクとそのリスク発生を回避する方法について

A-1

まず、消防団方々が消防団の活動としてドローンを運用する場合のリスクを少なくするために、今回案を示させて頂いた一律した教育内容を行い、訓練の段階をもってリスクや事故防止対応を行います。また、責任の所在を位置づけるために、当消防本部が作成している「無人航空機に関わる要綱」を参考にして頂き新たに制定又はこれに準じる形の運用を行います。

Q-2

操縦技能検定等の具体的費用について

A-2

諸費用等については自己負担で取得頂き自己での管理をお願いいたします。

Q-3

ライセンスを取ることになった場合の認定校の情報について

A-3

今、全国に 1000 を超える認定校が存在し、三重県下では、12 校の認定校が存在いたしますので、その把握している三重県内の認定校は、ご紹介いたします。

Q-4

提示のあったライセンス（技能証明）に関して私どもは、農業用ドローンを運用しドローン検定 3 級を持っていますが、その内容で「技能有効」として検討していただけるのか。

A-4

貴殿の様に業務での運用及びドローン検定 3 級を持たれていて、飛行時間も 10 時間を超えているのであれば、その飛行経験時間数等をお聞かせしていただいた上で判断とさせていただきますが、基本的にライセンスと同等としての対応をしていきます。

Q-5 200 グラム未満のドローンを 10 時間練習する場所はあるのか・

A-5

当消防本部では、模型機とされる 200 グラム未満の機体についての訓練は実施せずまた、許可承認を受ける目的での 200 グラム以上の無人航空機での 10 時間飛行訓練（国土交通省の許可・承認）指導は対応しません。しかしライセンス・許可承認等の取得後の訓練場所の共有はできると考えています

以 上